

福井医療大学学生生活会議規程

(目的)

第1条 福井医療大学（以下「本学」という。）の学生生活の支援に関する事項の協議、連絡、調整を行うために、学生生活会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 学部長
- (2) 各学科長
- (3) リハビリテーション学科 教員 3名
- (4) 看護学科 教員 1名
- (5) 事務員
- (6) 学長が指名した教職員

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 会議は学部長がこれを招集し、その議長となる。

(会議)

第4条 会議は、原則として、月1回開催する。なお、必要に応じ臨時開催をすることができる。

- 2 会議は委員長がこれを招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名を受けたものがその職務を代行する。
- 4 会議の開催は、委員の3分の2以上の出席を以て成立するものとする。

(協議事項)

第5条 会議の協議事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学生の課外活動及び学生団体に関すること
学生自治会、学生行事（新歓レク等）クラブ活動
- (2) 学生の福利厚生に関すること
健康管理、福利厚生施設
- (3) 学生相談、カウンセリングに関すること
- (4) 学生の奨学支援に関すること
- (5) 学生の就職支援に関すること
- (6) その他学生支援に関すること

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務課が担当し、連絡、議事録作成等を行う。

(報告)

第7条 委員会の活動については、教授会に議事録を添えて報告する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、運営会議の承認を得なければならない。

附 則

附則1 この規定は、平成29年4月1日から施行する。